

三沢市社会教育関係団体の登録認定に関する要綱

昭和55年4月30日

(目的)

第1条 この要綱は、三沢市社会教育関係団体の登録認定を適正に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(社会教育関係団体の登録申請)

第2条 登録の認定を受けようとするものは、三沢市社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 前項による申請があったときは、三沢市社会教育関係団体登録受付簿（第2号様式）に登載する。

(登録の認定等)

第3条 登録の認定の可否については、教育長が三沢市社会教育委員会議の意見を聞いてこれを行う。

(登録認定の基準)

第4条 登録の認定基準は次のとおりとする。

- (1) 社会教育法第10条に規定する10人以上の団体であること。
- (2) 社会教育法第23条に規定する公民館の禁止条項を社会教育団体の認定の際に適用する。
- (3) 前2号に該当する団体について過去の活動状況を調査のうえ認定する。ただし、基準人員に達しない団体についても教育長が必要と認めるときは、これを認定することができる。
- (4) もっぱら社交を目的とする団体又は授業料を徴すると認められる団体は除く。

(申請者への通知)

第5条 登録の認定をしたときは、三沢市社会教育関係団体登録簿（第3号様式）に登載のうえ、三沢市社会教育関係団体登録認定通知書（第4号様式）を申請者に交付する。

2 登録不認定のときは、不認定通知書（第5号様式）をもって申請者に通知する。

(登録認定の取消)

第6条 次の各号に該当した場合、教育長は登録認定を取り消しそのむね当該団体に通知する。

- (1) 登録申請の内容と実情が異なる場合
- (2) 認定基準に適合しなくなった場合
- (3) その他認定団体として不適当と認められるにいたった場合

附 則

この要綱は昭和55年5月1日より施行する。